

別表1（新市場獲得対策）

I 推進事業

区分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 麦・大豆機械導入対策	補助率は導入する機械等の導入費用の1／2以内とする。	補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	事業の新設又は廃止
	(2) 園芸作物等 ア サプライチェーン強靭化支援のうち 加工・業務用野菜产地育成推進	補助率は、定額、リース導入する農業用機械等の本体価格の事業費の1／2以内とする。		

II 整備事業

区分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 ア 麦・大豆生産・加工施設整備対策 (ア) 乾燥調製施設 (イ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (ウ) 農産物処理加工施設 (エ) 種子種苗生産関連施設 イ 麦・大豆ストックセンター整備対策 (ア) ストックセンター	補助率は事業費の1／2以内とする。	補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	事業の新設又は廃止
	(2) 園芸作物等 サプライチェーン強靭化支援のうち ア 流通体制合理化整備事業 イ 野菜加工施設整備事業	補助率は事業費の1／2以内とする。		

別表2（収益性向上対策及び生産基盤強化対策）

I 基金事業

区分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
产地生産基盤 パワーアップ 事業	<p>1 収益性向上対策</p> <p>(1) 整備事業 地方農政局長が必要と認める場合に、国要綱別表2のIIのメニュー欄の1に準じて実施することができるもの。</p> <p>(2) 生産支援事業</p> <p>ア 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>イ 生産資材の導入等</p> <p>(3) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内（ただし、国要綱別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。</p> <p>補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。</p> <p>イの事業 事業費の1/2以内（ただし、国要綱別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。</p> <p>補助率は定額（1/2相当）とする。</p>	補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	事業の新設又は廃止
	<p>2 生産基盤強化対策</p> <p>(1) 農業用ハウスの再整備・改修</p> <p>(2) 果樹園・茶園の再整備・改修</p> <p>(3) 農業機械の再整備・改良</p> <p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組</p> <p>ア 产地における継承・強化体制の構築</p> <p>イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング</p> <p>ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <p>ア 栽培管理・労務管理等の技術実証</p> <p>イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成</p> <p>ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援</p> <p>(6) 全国的な土づくりの展開</p>	<p>補助率は次のとおりとする。 (1)及び(3)の事業 事業費の1/2以内とする。</p> <p>(2)の事業 事業費の1/2以内（国要綱別記2に定める場合にあっては、定める額以内）とする。</p> <p>(4)及び(5)の事業 定額（国要綱別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。</p> <p>(6)の事業 定額（ただし、国要綱別記2に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内とする。</p>		

II 整備事業

区分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	<p>1 収益性向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設 	補助率は事業費の1／2以内 (ただし、国要綱別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内)とする。	補助金の交付 決定を受けた ものの交付額 の変更	事業の新設又 は廃止
	<p>2 生産基盤強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業用ハウスの再整備・改修 <ul style="list-style-type: none"> ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち 栽培管理・労務管理等の技術実証 <ul style="list-style-type: none"> ・生産技術高度化施設 	補助率は事業費の1／2以内とする。		